

1 つくばみらい市子ども・子育て会議条例

つくばみらい市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第39号

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、つくばみらい市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令5条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (4) 事業主を代表する者
 - (5) 労働者を代表する者
 - (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によ

り定める。

- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)

- 1 は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども局みらいこども課において処理する。

(平31条例1・令5条例7・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第4号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 つくばみらい市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	市PTA連絡協議会 会長	牟田 聡子	～2024年（令和6年）3月31日
		海老原 徹	2024年（令和6年）4月1日～
	私立認定こども園 保護者代表	三浦 勝成	
	私立保育園 保護者代表	武内 友里	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立認定こども園 代表	篠塚 明子	
	私立保育園 代表	鶴田 友美	
	市校長会 会長 会長	長塚 和徳	～2024年（令和6年）3月31日
		宇津木 千恵美	2024年（令和6年）4月1日～
	市立幼稚園 代表 副会長	小林 幸典	～2024年（令和6年）3月31日
赤木 洋子		2024年（令和6年）4月1日～	
県立伊奈特別支援学校 校長	奥岡 智博		
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	民生委員児童委員協議会 会長	八木岡 道孝	
	市放課後子ども総合プラン運営委員会 副委員長	木田 裕通	
	茨城県立医療大学 教授	山口 忍	
事業主を代表する者	(株) アンフィニ	大野 誠	
労働者を代表する者	市商工会長	山野井 周一	

3 計画策定経過

時期	会議名等	内容
2024年(令和6年) 1月12日	第1回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議について ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画策定について ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査(アンケート調査)項目について〈就学前児童用〉〈小学生全学年保護者・児童本人用〉 ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)について
2024年(令和6年) 2月5日～ 2月21日	つくばみらい市子ども・ 子育てに関するアンケ ート調査(ニーズ調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市在住の子育て家庭及び子ども本人の意識・実態把握
2024年(令和6年) 5月14日	第2回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果について
2024年(令和6年) 6月23日(第1回) 7月7日(第2回)	子ども・子育てワークシ ョップ開催	<ul style="list-style-type: none"> ・このまちで子育てするうえで解決すべき課題について
2024年(令和6年) 8月30日	第3回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育てワークショップの結果について ・第3期子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・今後のスケジュールについて
2024年(令和6年) 11月7日	第4回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)について ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画概要版(案)について ・今後のスケジュールについて
2024年(令和6年) 12月11日～ 2025年(令和7年) 1月10日	計画案に対するパブリ ック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)について
2024年(令和6年) 12月15日	パブリック・コメント説 明会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)について
2025年(令和7年) 1月31日	第5回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリック・コメント結果について ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)について

4 子ども・子育て支援法（抄）

子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日法律第65号）
最終改正：令和6年6月12日法律第47号

第5章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整

- 備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）
- 第62条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 二 教育・保育情報の公表に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八十八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものとする。

と調和が保たれたものでなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

- 第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

- 第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第7章 市町村等における合議制の機関

- 第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の

合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

5 子ども・子育てワークショップの主な意見

計画の策定にあたり、市民のみなさんから、子どもと接する際・子育て中で『大変なこと』・『不安なこと』をお聞きし、解決方法のアイデアを出し合い、子ども子育て施策に反映させるため、市民のみなさんを対象としたワークショップを開催しました。

テーマ	このまちで子育てするうえで解決すべき課題
開催日時	第1回：令和6年6月23日（土） 午後1時30分～3時00分 第2回：令和6年7月 7日（土） 午後1時30分～3時00分
参加状況	各回 14人

No.	困りごと・課題	子育て課題への解決策
1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士不足 ・また、働きたくても働きづらい 	保育士不足解消のため、無資格者雇用（業務分担）、資格取得支援を行う。
		保育士不足解消のため、保育士の労働環境改善、手当の拡充に取り組む。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・困った時などに情報のアクセスがしづらい ・明確な情報を得られないことでQOL(生活の質)が下がっている 	困った時などに情報のアクセスがしづらいため、市民と一緒にアプリ・HP・資料作りを行い見やすくする。
		情報へのアクセスをしやすいするため、SNSを活用する。(Instagram、LINE等)
		情報発信強化として政策情報版の発行回数を増やす。内容をよりタイムリーに。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援が足りる程、財政が豊かでない ・稼げる市にならないと支援も充実しない ・ポテンシャルはあると感じる 	市の財政が豊かでないため、余っている土地を有効活用し、他所からの収入を増やす。
		市の財政が豊かでないため、企業向けPRに力を入れる。
		市の財政が豊かでないため、余分なコストにどのようなものがあるのか市民にアンケートを取る。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てとお金の問題 ・給食費を無償化してほしい ・病児保育所を開設してほしい 	子育て家庭への経済的支援として、育児・子育てクーポンを配布する。
		子育て家庭への経済的支援として、ふるさと納税を育児の財源に子育て支援を行う。
		子育て家庭への経済的支援として、米農家、野菜農家との連携で給食費を一部助成or 無償化を図る。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体験学習を増やす ・乳幼児には優しいが、就学児以上には不親切 	子どもの体験学習を増やすため、地域毎に住人同士での親睦が深められるような取り組みを進める。(ボランティアや救助・お祭り・花火)
		子どもの体験学習を増やすため、米作り、野菜作り(可能であれば畜産も)をカリキュラムに入れる。
		子どもの体験学習を増やすため、市内の企業と連携して、工場見学・社会見学を開催する。

No.	困りごと・課題	子育て課題への解決策
6	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる場所を増やす ・病気関係・薬の飲み合わせを気軽に相談したい ・車がない・ライドシェアなど 	気軽に相談できる場所を増やすため、専門の方につながるSNS・LINEを開設する。(病気・イジメ・家庭問題)
		気軽に相談できる場所を増やすため、親同士のしゃべり場イベントを開催する。
		気軽に相談できる場所を増やすため、心の交流サロンをオープンする。(通常は避難所として活用)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に病院が少ない ・いつも混んでいる ・遠い(何かあれば車が必要) 	市内に病院が少なく不便なため、市内独自の当番制の導入を検討する。
		市内に病院が少なく不便なため、オンライン診療を拡大する。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後ケアの使いづらさ(内容・申請) ・電話のみの申請は負担が大きい ・何があるのかわからなかった ・2人目の扱い 	産前・産後ケア(内容)充実のため、利用者のヒアリングを基にサービス内容を改善する。
		産前・産後ケアが利用しづらいため、申請手続きのオンライン化や既存システムを流用した予約システムの導入を行う。
		産前・産後ケアとはどのようなサービスが受けられるのか、そのサービスを受けるための申請方法や、申し込み先を分かりやすくする。(HP・アプリ)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に飲食店が少ない ・みらい平はファミレス行くために小絹・つくばへ ・子どもが食べたい店が少ない(育児が楽になる) 	市内に飲食店が少なく不便なため、アンケート結果を基に市から運営会社へ交渉する。
		市内に飲食店が少なく不便なため、市内の農作物を利用した店を作る。
		市内に飲食店が少なく不便なため、スマートIC付近に飲食店を作る。

6 用語集

用語	内容
育児休業	育児・介護休業法に規定される、子どもが産まれた後、1歳になるまでの間で希望する期間（両親ともに育児休業を取得した場合は合わせて1歳2か月まで、保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長2歳まで延長が可能。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。
児童虐待	親などの児童の保護者が、自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待、の4種類に分類している。
児童相談所	虐待、育児、健康、障がい、非行など、子どもに関する様々な問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童手当	日本国内に居住している者が、児童を監護し、一定の生計関係がある場合に支給される手当。中学校修了（15歳を迎えてから最初の年度末）までの児童に支給される。
児童扶養手当	父母が婚姻等を解消した児童及び父又は母が障がい等の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、一定の条件のもとでその母（父）又は養育者に対し支給される手当。原則として、対象となる児童が18歳を迎えてから最初の年度末まで支給される。
スクールカウンセラー	児童生徒の抱える問題に対し、本人へのカウンセリングや心のケア、保護者や教職員への相談・助言等、児童生徒の心理に関する支援を行う者。
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児の父母が当該児童を監護するとき、又は当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母又は養育者に支給される手当。支給対象は20歳未満の障がい児で、手当額は障がいの程度に応じた額となっている。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育を一体的に行う機能のほか、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て家庭を支援する機能を備えた施設。構成する施設の種類によって幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型がある。
ファミリーサポートセンター事業	「ファミリーサポートセンター」は、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（提供会員）が会員になり、地域の中で子育てする会員組織の相互援助活動であり、厚生労働省の事業。

用語	内容
ペアレントトレーニング	発達障がいのある子どもの発達促進や行動変容を目的に、保護者が子どもの行動に対し適切に対応するための療育スキルや知識を習得するためのプログラム。
保育の必要性	<p>「保育の必要性がある」とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族等の看護・介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されること。</p> <p>認定は、認定申請に必要な書類を市へ提出する。提出された書類を市が審査し、認定の可否を決定する。</p>
放課後子ども教室	全ての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校等を活用し、地域住民の協力のもと、学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、地域社会での子どもの健全育成を支援する事業。
放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に小学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の保護及び健全育成を支援する事業。
放課後等デイサービス	障がいのある就学児童に対し、放課後や長期休暇中に自立支援や日常生活の充実のための活動を提供する事業。
放課後子ども総合プラン事業	共働き家庭等において、子どもの小学校入学を期にそれまでの延長保育と学童保育の終了の時間差等に起因して仕事と育児の両立が困難となる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める方針に基づく事業。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。



第3期 つくばみらい市 子ども・子育て支援事業計画

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

編集・発行：つくばみらい市 保健福祉部 こども局 みらいこども課／発行年月：令和7年3月

〒300-2395 つくばみらい市福田 195番地

TEL：0297-58-2111 ／ FAX：0297-58-5820

市 HP：<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>